

## 第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

### <基本的考え方>

今後多くの地域において、急速かつ大幅な人口減少という厳しい現実に直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女とも、希望に応じて、安心して働き、子育てをすることができる地域社会の実現が不可欠である。

これまで、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、地域で行われる様々な活動は、専業主婦を始めとした女性が多く担ってきた。しかしながら、PTAや自治会・町内会等、地域団体における会長等の役職については、もう一方の支え手である自営業や職を退いた男性がその多くを占めている。若い世代の男性等、多様な住民の活動への参画とリーダーとしての女性の参画を拡大し、地域活動における男女共同参画を推進する。

また、地域資源を活用した付加価値の高い商品・サービスの開発等による地域活性化が求められる中、多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込むことが不可欠である。さらに、地方から都市部への人口流出は、特に若年女性に顕著であるが、女性の活躍の場が創出されることで、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、定住することにつながっていく。この好循環を地域で創り出していく必要があるため、地域ぐるみで女性の活躍を推進していく体制整備等により、地域活性化に向けた地域における女性の活躍を推進する。

農山漁村においては、基幹的農業従事者の約4割を女性が占めており、また、6次産業化の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっているが、農林水産業経営における女性の参画状況はいまだ十分ではない。農業委員会の委員、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の役員等への女性登用の一層の拡大を始めとした農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画拡大を促進する。また、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組を推進する。

併せて、女性が働きやすい作業環境の整備や就業支援、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減等、農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスや、固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組を推進する。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
自治会長に占める女性の割合	4.9% (平成 27 年)	10% (平成 32 年)
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	—	都道府県：100% 市区：100% 町村：70% (平成 32 年)
家族経営協定の締結数	54,190 件 (平成 25 年度)	70,000 件 (平成 32 年度)
農業委員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性委員が登用されていない組織数：644 (平成 25 年度)</li> <li>・農業委員に占める女性の割合：6.3% (平成 25 年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性委員が登用されていない組織数：0 (平成 32 年度)</li> <li>・農業委員に占める女性の割合：10%(早期)、更に 30%を目指す (平成 32 年度)</li> </ul>
農業協同組合の役員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性役員が登用されていない組織数：213 (平成 25 年度)</li> <li>・役員に占める女性の割合：6.1% (平成 25 年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性役員が登用されていない組織数：0 (平成 32 年度)</li> <li>・役員に占める女性の割合：10%(早期)、更に 15%を目指す (平成 32 年度)</li> </ul>

## 1 地域活動における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
<p>地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域の活動に男女共に多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進する。また、PTA、自治会・町内会等、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう、各団体に対して働きかける。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p><b>ア 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b></p> <p>① PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。</p> <p>② 地域の活性化（観光、文化の伝承等を含む）やまちづくりに関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。</p> <p><b>イ 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進</b></p> <p>① 学校・保育所の保護者会（PTA等）、自治会・町内会等を平日昼間だけでなく、夜間、休日等を実施するなど、多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示する。</p> <p>② 就業している男女も地域活動に参加できるよう、年次有給休暇取得促進の気運の醸成、長時間労働の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。</p> <p>③ 地域に根差した組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、各組織・団体に対して要請する。</p> <p>④ 住民の多様な経験をいかし、男女共同参画の視点に立った地域の活性化やまちづくりを推進する。</p>	<p>内閣府、総務省、文部科学省</p> <p>内閣府、文部科学省、国土交通省</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省</p> <p>内閣府、国土交通省</p>

## 2 地方創生における女性の活躍推進

施策の基本的方向	
<p>人口減少が進む中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築するため、国と地方が一体となった地方創生に当たっては、女性の活躍が鍵であることを認識し、地域の実情に応じた働く場の確保や働き方改革の取組を始め、地域における女性の活躍を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p><b>ア 地方創生における女性の活躍推進</b></p> <p>① 地域における女性の活躍推進は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらす。そのため、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（平成26年12月27日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、地方創生に向け、地域における女性の活躍の重要性を踏まえた取組を実施するよう、地方公共団体に対して要請する。</p>	<p>内閣府</p>

<p><b>イ 地域における女性の活躍推進に向けた環境整備</b></p> <p>① 女性活躍推進法を踏まえ、女性の活躍推進のための取組が効果的かつ円滑に実施されるよう、推進計画を策定するとともに、協議会を組織することなどを通じて、国、地方公共団体、地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体、NPO等の地域における多様な主体による連携体制を整備するよう、地方公共団体等に対して要請する。</p> <p>② 地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援することにより、地方公共団体が、地域の関係機関・団体との連携体制の下、女性の置かれた様々な状況に応じて適切な助言や情報提供を行う総合的な支援体制を整備することなどを促進する。</p> <p>③ 女性が働きやすく、働きながら安心して子供を産み育てられる環境を確保する観点から、家庭、職場、保育が近接するコンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）の形成を推進する。</p> <p>④ 女性によるソーシャルビジネス等、地域の課題解決にも資する起業を促進する。</p> <p>⑤ 育児・介護等の経験をいかした地域活動への参画等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動を多様な分野において一層推進する。</p> <p>⑥ 消費者問題に取り組む女性の活躍推進の観点から、消費者安全法（平成21年法律第50号）の改正を踏まえ、消費生活相談員の社会的地位の向上や、地域において消費者被害の防止等の活動をする消費生活協力員等の活躍促進に向けた地方公共団体の取組を支援する。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>国土交通省</p> <p>経済産業省</p> <p>内閣府</p> <p>消費者庁</p>
---	--

### 3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の基本的方向	
<p>農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を一層促進する仕組みづくりを働きかける。</p> <p>また、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上に向けた取組を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p><b>ア 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b></p> <p>① 「人・農地プラン」を策定する際に、集落・地域における話し合いや、市町村における検討会への女性農業者の参画を義務付けるとともに、その割合を30%以上とすることを目指すなど、地域の方針決定過程への企画・立案段階からの女性の参画を促進する。</p> <p>② 農業委員会の委員、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の役員等におけるそれぞれの目標に向けて、各都道府県・市町村・関係団体に対し、各団体の実態を踏まえ、女性の登用ゼロからの脱却、複数名の女性の登用、具体的な目標の設定等の取組を行うよう要請する。</p>	

<p>その際には、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会の委員の任命を行う市町村長や農業協同組合の役員等の選出を行う当該農業協同組合等に対して、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）において、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを十分に踏まえ、委員・役員等の任命・選出が男女共同参画の視点から行われるよう、女性の参画拡大に向けた取組をより一層促進する。また、委員候補者の推薦を行う農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対しても、同規定が置かれたことなどについて、引き続きより一層の周知等、女性の参画拡大に向けた取組を促進する。</li> <li>・ 女性活躍推進法の適用がある事業主に対し、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用するよう要請する。</li> <li>・ 集落営農組織や土地改良区における意思決定過程への女性の参画拡大に向けた取組を促進する。</li> </ul> <p>③ 今後の地域を支えていく農業者となっていく認定農業者を始めとした、様々な形で農山漁村において地域を牽引していく女性リーダーを育成するための研修の充実等、女性リーダー層の活躍促進に向けてネットワーク化を推進し、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供等の継続的なサポートを推進する。</p> <p>④ 「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）に掲げられた女性活躍に関する取組及び農業委員や農業協同組合等の委員・役員等における女性の登用状況について、定期的にフォローアップを実施する。</p> <p>⑤ 各都道府県のみならず、市町村等各地域レベルにおいて農山漁村における男女共同参画が進むよう、女性の参画目標の策定を進めるとともに、策定された目標の達成に向け、積極的な取組を実施するよう、各地方公共団体に対して要請する。</p>	<p>農林水産省</p> <p>内閣府、厚生労働省 農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>内閣府、農林水産省</p>
<p><b>イ 農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上</b></p> <p>① 家族経営協定の締結数の拡大及びその継続的な有効活用を図り、夫婦共同での各種制度への申請等を推進する。また、都道府県、市町村における普及体制の強化や、締結後のフォローアップを目的とした協定農家間の情報交換等を促進する。</p> <p>② 農林水産業に従事する女性の経営管理能力や技術の向上を目的とした研修等における情報提供及び女性同士のネットワーク化等を推進し、民間企業等とも連携して新たなチャレンジによる経営の発展に向けた取組を促進する。</p> <p>③ 女性の林業経営への参画等により、地域全体における林業を活性化するため、施業意欲を高める研修や情報提供等を実施するとともに、女</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

<p>性林業グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。</p> <p>④ 水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う漁村女性グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。</p> <p>⑤ 酪農及び肉用牛経営を始め畜産経営において重要な役割を占めている女性が経営や地域社会へ参画する機会を増やすため、女性の能力向上のための研修機会の提供及びヘルパー制度の充実等を通じ、女性が研修に参加しやすい環境づくりを促進する。</p> <p>⑥ 農林水産業における女性経営者の経営発展や女性の農林水産業者による適切な経営継承を図るため、女性の経営参画及び農地・施設等の資産の取得促進に向けた普及啓発を推進する。</p> <p>⑦ 女性の行う農林水産業に関連する経営や起業等の支援のための経営体向けの補助事業や融資について、女性の農林水産業者による活用を促進する。</p> <p>⑧ 農山漁村の中核を担う農林水産業経営における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、男女別データの把握に努める。</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
---	--

#### 4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革

施策の基本的方向	
<p>経営の多角化・複合化や6次産業化が進展する中で重要な役割を担う女性が過重な負担を負うことがないように、働きやすい作業環境の整備や就業支援を進めるとともに、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減等、農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進する。</p> <p>また、農山漁村の一部でいまだ根絶されていない固定的な性別役割分担意識等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<b>ア 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備</b>	
① 女性農業者の知恵と民間企業の技術等を結び付け、新商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」の活動を拡大する。	農林水産省
② 農林水産業経営において、家族経営協定の締結に加え、福利厚生面の充実にもつながる法人化を進めるとともに、法人経営における女性の経営参画拡大に向けた取組を進める。また、女性の活躍推進に積極的に取り組む経営体への認定や表彰等を通じ、子育て期の女性でも働きやすい環境づくりを推進する。	農林水産省
③ 農山漁村における少子高齢化の進展に対応するため、女性や高齢者を含め、今後の農村地域の活性化を担う人材の確保を推進する。	農林水産省
④ 農林水産業への女性の就業希望者に対する情報提供、相談活動等を行うとともに、就業意欲の喚起や就業後の定着等を図るための支援等を実施する。特に、これまで女性の参画が少なかった林業及び水産業に関する	農林水産省

<p>る分野においては、従事する女性のネットワーク化等を通じ、女性従事者の参画と定着を促進する。</p>	
<p>⑤ 農林水産業において「アシストスーツ」等のロボットやICTの活用を推進し、重労働や単純作業の軽減を図り、性別、年齢に関わりなく様々な作業が実施できるようにするとともに、農林水産業における技術の共有・継承を行いやすくする。また、男女別更衣室やトイレの設置等、女性が働きやすい職場環境の整備を推進する。</p>	農林水産省
<p>⑥ 農林水産業やその関連事業における事故について男女別データの蓄積を含む実態の把握及び事故防止対策の強化を推進する。農林水産業における機械・施設等の設計、林業の現場や漁港の整備等に関して、安全性を高め女性が利用・活躍しやすい対策を推進し、安全確保に向けた研修等の充実を図る。</p>	農林水産省
<p>⑦ 仕事と家事・育児・介護等との調和や多様なライフスタイルの確立を支援するため、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定の締結、ヘルパー利用の促進、子育てネットワーク活動、農山漁村における男性の家事・育児・介護等への参画及びそれに関する周囲の理解を促進する。</p>	農林水産省
<p>⑧ 農業者年金の仕組み等について周知・啓発を図るなど、女性農業者や若い農業者の加入を促進する。</p>	農林水産省
<p><b>イ 農山漁村における意識と行動の変革</b></p>	
<p>① 女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自分自身で設計・実現していくことができるよう、啓発活動、情報提供及び研修の充実を図る。</p>	農林水産省
<p>② 「農山漁村女性の日」の活動等を通じ、農林水産業関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図る。</p>	農林水産省

## 5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

施策の基本的方向	
<p>持続可能な社会の実現に向けて、環境保全等に関する女性の高い関心、豊かな知識や実践的な経験等をより広くいかす観点から、環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、気候変動等の地球環境問題の解決や持続可能な開発に係る国際的枠組を踏まえ、環境問題への取組に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p><b>ア 環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b></p>	
<p>① 環境政策に関する各種会議等の構成員について、女性の参画拡大を図る。</p>	環境省
<p>② 環境分野における女性の専門的人材を育成する。</p>	環境省
<p>③ 上記のほか、第5分野（科学技術・学術における男女共同参画の推進）に掲げられた関連施策を進め、総合的な女性研究者の支援を推進する。</p>	関係府省

<b>イ 環境問題への取組への男女共同参画の視点の導入</b>	
① 環境政策に関する各種計画等の作成に当たっては、男女共同参画の視点に配慮する。	環境省
② 環境問題が身体に与える影響は男女で違いが生じ得ることから、男女の置かれた状況を客観的に把握するため、必要に応じて男女別データの把握に努める。	環境省、関係府省
③ 環境分野における新たな活躍機会の創出により、女性の活躍を推進するとともに、女性によるグリーン・イノベーションの促進を支援する。	環境省、関係府省
④ 男女間の平等や女性のエンパワーメントを含む持続可能な開発のための教育の観点も踏まえ、地域における環境学習を推進する。	文部科学省、環境省
⑤ 男女共同参画の視点を踏まえた、行政、大学、企業、NGO・NPO等多様な主体による環境保全活動等の推進やネットワークの構築を支援する。	環境省